

**令和 9・10 年度 建設工事・土木施設維持管理業務の委託に係る  
競争入札参加資格申請（定期申請）の手続等について（概要）**

令和9・10 年度に静岡県が発注する建設工事及び土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札に参加するために必要な、資格の申請に関する概要等は以下のとおりです。

**申請方法等の詳細については、10 月下旬頃、県ホームページ等で別途お知らせします。**

なお、前回の「令和7・8年度建設工事競争入札参加資格申請」及び「令和7・8年度土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加資格申請」から、**県ホームページに掲載する入札参加資格者名簿への登載をもって資格認定通知に代えるものとしており、通知書は発送しません。**

## 1 資格申請に必要な要件

### (1)建設工事の申請

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 申請しようとする業種について、原則として、審査基準日（決算日）が令和7年6月1日以降の経営事項審査を受け、令和8年 12 月 31 日までに総合評定値通知書が発行されていること
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ④ 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### (2)維持管理業務の申請

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ③ 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 2 申請方法及び受付期間(予定)

**申請は原則電子申請による**ものとし、事情により電子申請できない場合及び静岡県が指定した申請者(共同企業体(経常)等)に限り、紙申請による申請を行ってください。

なお、令和9・10年度静岡県建設工事入札参加資格定期申請から、**電子申請サービスの入力と併せて、添付書類(納税証明書等)を電子ファイル(総容量 20MB)で添付・送信することで、郵送に代えることができるようになります(建設関連業務と同様の取扱い)。**

電子申請の利用に御理解・御協力をお願いいたします。

(1)電子申請(予定)    **令和8年 11 月 11 日(水)から令和8年 12 月 23 日(水)まで**  
**(予備日 令和9年1月 21 日(木)及び令和9年1月 22 日(金))**

(2)紙申請(予定)    **会場:県庁会場(県庁別館9階第三会議室)**  
**令和9年1月 18 日(月)から令和9年1月 20 日(水)まで(事前予約制)**

## 3 格付について

建設工事の入札参加資格については土木一式、建築一式、管、電気の4業種のみ格付を行います。

## 4 有効な経営規模評価の審査基準日等について

**「審査基準日が、令和7年6月1日以降のもので、かつ、令和8年 12 月 31 日までに総合評定値通知書が発行されているもの。」を有効とし、その経営事項審査結果を総合点数算出に使用します。**

なお、令和7年6月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを有効とします。

## 5 前回(令和7・8年度定期申請)からの変更内容

### (1)インターカルチュラル賛同事業所を総合点数に加点

- ・「インターカルチュラル賛同事業所」認証制度に基づく認証書の交付を受けた企業が加点対象です。
- ・建設工事入札参加資格総合点数に3点を加点します。
- ・県が認証企業名簿を確認し、加点を行うため、**認証書の提出は不要**です。
- ・インターカルチュラル賛同事業所認証制度の内容や登録方法についての詳細は、**静岡県企画部多文化共生課(054-221-3316)にお問い合わせください。**

(2)「建設機械」の確認方法の変更等

- ・経営事項審査結果通知書に記載の建設機械の台数を加点するため、**契約書や検査記録等の書類提出は不要**です。
- ・令和8年7月1日以降の経営事項審査における建設機械の保有状況について、「不整地運搬車」と「アスファルト・フィニッシャ」が、新たに加点対象となったことに伴い、同車種を建設機械の台数の加点対象とします。
- ・経営事項審査後に取得した建設機械(不整地運搬車やアスファルト・フィニッシャを含む)を申請する場合は従来の確認方法(契約書や検査記録等提出)も可能とします(※)。

(3)「ISO9000」、「ISO14001・エコアクション21」の確認方法の変更

- ・経営事項審査結果に記載のISO等の認証状況を加点するため、**認証書の提出は不要**です。
- ・経営事項審査後に取得した認証を申請する場合は従来の確認方法(認証書提出)も可能とします(※)。

(4)「小規模修繕業務委託」の確認方法の変更

県が小規模修繕業務委託の受注状況を確認し、加点を行うため、**契約書の写しの提出は不要**です。

**※制度移行に伴う特例措置として、従来の方法(確認書類提出)も選択可能とします。この特例措置は、今回の定期申請に限り、かつ、入札参加資格申請時に「特例措置を希望する」旨、回答いただいた方にのみ適用しますので、御留意ください。**

6 総合点数の加点となる証明書等の有効期間について

建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領に記載の「前年」は「令和8年」、「前々年」は「令和7年」、「3か年前」は「令和6年」とそれぞれ読み替えてください。

下記のとおり、例を記載します(前回の定期申請時の日付に2年加えたものとします)。

| 例                        | 前回                                  | 今回                                  |
|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類     | R6.12.31 時点で加入していることを証する書類          | R8.12.31 時点で加入していることを証する書類          |
| 不当要求防止責任者講習を受講したことを称する書類 | R4.1.1 から R6.12.31 までの間に講習を受講していること | R6.1.1 から R8.12.31 までの間に講習を受講していること |

＜問合せ先＞

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班  
TEL:054-221-3059